

# **令和 3 年度岐阜県計画に関する 事後評価**

**令和 7 年 1 月  
岐阜県**

**※令和 5 年度執行事業への財源充当分個票のみ掲載**

## II 在宅医療・介護体制の充実

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 22】 在宅医療提供拠点整備事業	【総事業費】 35,340 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要が高まる中、在宅医療の推進に向け、かかりつけ医等の在宅医療人材の育成や、医療・介護の枠を超えた多職種連携の促進等、在宅医療提供体制の強化を図る必要がある。	
	訪問診療を実施する医療機関数 455 (R3年) → 584 (R5年)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療を提供するために必要となる「在宅医療提供拠点」の施設整備に対して補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅医療提供拠点の整備 1か所	
アウトプット指標 (達成値)	在宅医療提供拠点の整備 1か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 訪問診療を実施する医療機関数 461 (R4年) → 454 (R5年) 「24時間対応が負担」「医師の年齢的な要因」等の課題がある。在宅医療に取り組む意思のある人材の育成、医療機関間の連携及び訪問看護事業所等との連携を推進する。	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療を提供するために必要となる「在宅医療提供拠点」の施設整備を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療を提供するための拠点となる施設の整備を行うことにより、在宅医療人材の育成・多職種連携の促進等、在宅医療提供体制の強化を図る。</p>	
その他		

## V 医療従事者等の確保養成・勤務環境改善

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 小児救急医療拠点病院運営費補助金	【総事業費】 3,403 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	小児救急医療拠点病院	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	平日のみならず、休日・夜間の小児救急医療体制を確保する必要がある。	
	小児救急医療拠点病院数 4病院（R2年度） → 維持（R4年度）	
事業の内容（当初計画）	休日・夜間に小児救急患者を受け入れる小児救急医療拠点病院へ運用に必要な経費に対し補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助金交付先医療機関 4病院（R2年度） → 維持（R4年度）	
アウトプット指標（達成値）	県内すべての2次医療圏において体制を確保できている。 ・岐阜県総合医療センター（岐阜／中濃） ・大垣市民病院（西濃） ・岐阜県立多治見病院（東濃） ・高山赤十字病院（飛騨）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：小児救急医療拠点病院数 4病院（R4年度） → 4病院（R5年度）	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症患者の医療を確保することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 小児救急医療体制は、初期・二次・三次の役割分担と連携により確保を図っている。また、小児二次救急医療体制（小児救急医療拠点病院）は市町村域を超えて、より広域的に取り組んでいる。</p>	
その他		